



- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡蘇陽町大字上差尾字古閑後四五六、四五七
  - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字古閑後四五六・四五七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (三) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに蘇陽町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示

する。

平成十三年十二月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字矢津田字西志梨三〇八九から三〇一〇まで、三二〇一・三二〇三（以上二筆合併）の一、三二〇一・三二〇三（以上二筆合併）の二、三二〇二、字西黒岩三二二四・三二二六（以上二筆合併）の一、三二三〇の一
  - 二 指定の目的 水源のかん養
  - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字高森字中山三六五三（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽一〇の二七四・一〇の二七七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字上中原一五三〇の
- 一 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三)(二) 指定施業要件

## 1 立木の伐採の方法

- 1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 熊本県告示第九百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市西間上町字麦宇野一七〇の一三、一七〇一の二〇から一七〇一の二二まで、一七〇一の二五、一七三二の一、一七三五、一七三六、一七三七の一、一七三七の二
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字麦宇野一七〇一の三、一七三二の一、一七三五、一七三六、一七三七の一、一七三七の二
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 熊本県告示第九百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町槻木字荒水谷三九〇の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字荒水谷三九〇の一(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 熊本県告示第九百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十二月十日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間 多良木線	球磨郡多良木町大字枝川内飯盛園 有林 地内から 地内まで	六四〇・〇	緊道整

二 供用開始する期日 平成十三年十二月十日

公 告

熊本県公告第八百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十三年十二月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 都市計画の種類

熊本都市計画地区計画黒石原東地区地区計画

熊本都市計画地区計画黒石原中地区地区計画

熊本都市計画地区計画黒石原西地区地区計画

熊本都市計画地区計画合志町米ニュータウン地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第八百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営塩屋地区土地改良事業（農用地の保全）計画を変更したので、同条第六項で準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し立てられたい。

平成十三年十二月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

県営塩屋地区土地改良事業（農用地の保全）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成十三年十二月十一日から平成十四年一月十六日まで

三 縦覧場所

熊本市役所

熊本県公告第八百二十三号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十三年十二月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 競争入札に付する事項

1 借入物品及び数量 熊本県議会会議録検索システムに係る機器 一式

2 借入物品の規格及び品質等 入札説明書及び仕様書による。

3 借入期間 平成十四年三月一日から同年三月三十一日まで

4 納入期限 平成十四年三月一日

5 納入場所 入札説明書による。

6 入札方法

(一) 入札金額は、賃借料一月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては四十八月賃借料率で計算すること。

(二) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和三十九年告示第四百二十号）の規定を準用する。

(四) 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。

二 入札参加資格

1 平成十三年二月二十三日付け熊本県告示第四百十三号（平成十三年年度物品（電気通信機器類及びOA機器類）の借入れに係る一般競争入札に参加するものに必要な資格

等)により、入札参加資格を有すると認められたもので、熊本県内に本店、支店又は営業所を有するもの

2 前記熊本県告示第百四十三号二の二に該当するものは、入札に参加できない。

三 入札に参加できるもの

二に掲げる入札参加資格を有するもので、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成十三年十二月十八日午後五時十五分までに熊本県議会議事事務局へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出したものを

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先

熊本県議会議事事務局総務課

郵便番号八六二一八五七〇 熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六―三三三―一一一 内線六四五五

2 入札説明書の配布

(一) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書の配布時に説明する。

(二) 入札説明書の配布期限は平成十三年十二月十日(月)から同年十二月十八日(火)までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成十三年十二月二十一日(金)午後二時から

(二) 場所 県議会棟本館二階第四小会議室

4 入札書の提出方法

四の3記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、四の1記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)をすること。

五 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県議会議事事務局総務課

郵便番号八六二一八五七〇 熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六―三三三―一一一 内線六四五五

六 その他

1 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

2 入札保証金

入札に参加しようとするものは、入札執行の際に見積もった一月当たりの額に借入期間月数(一月)を乗じた額の百分の五以上の金額を四の3記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納

付が免除される。

(一) 入札に参加しようとするものが、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 入札に参加しようとするものが、過去二年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(そのものが落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

3 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のないものとした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつたものとした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。

4 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出したもので、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

5 最低制限価格

設定しない。

6 契約書作成の要否

要

7 契約書作成の期限

熊本県競争契約入札心得による。

8 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額に借入月数(一月)を乗じた額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

(一) 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 過去二年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(そのものが、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

9 その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第八百二十四号  
 特定調達契約につき、契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十三年十二月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 契約に係る特定役務の名称及び数量

平成十三年度住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの整備並びに監視及び保守業務委託 一式  
 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 熊本県総務部市町村総室行政班  
 郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

二 契約の相手方を決定した日

平成十三年十月三日

三 契約の相手方の氏名及び所在地

財団法人地方自治情報センター

四 契約の相手方の氏名及び所在地

東京都千代田区一番町二十五

五 契約に係る契約金額

六千六十万四千六百二十一円（うち消費税及び地方消費税の額二百八十八万五千九百三十四円）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定による。

熊本県公告第八百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。  
 平成十三年十二月十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡西合志町大字須屋字木実坂二二八六番一及び同二二八六番五

九百六十八・〇一平方メートル  
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 熊本市本荘町六八二番地の一〇  
 有限会社升富

正 誤

平成十三年十一月二十六日熊本県公告第七百八十九号（住民基本台帳ネットワークシステム用業務サブシステム及び関連機器の借入れに係る落札者の決定）中に誤りがあつたので、次のとおり訂正する。

ページ	段	行	正	誤
二	上	二十	肥銀リース株式会社	肥後リース株式会社

発行所 熊本県  
 平成十三年十一月十日印刷  
 平成十三年十二月十日発行

印刷所 熊本市国府四丁目一〇一  
 株式会社 秀巧社  
 電話(代)〇九六一二八六一三三二番

